山剣連第 １１９ 号

令和５年８月３１日

各地区剣道連盟会長　様

(一財) 山口県剣道連盟

会 長　中　西 　　章

[公印省略]

秋季剣道指導者講習会(指導法)の開催について

　時下　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和５年度本県剣道連盟事業計画に基づき、標記講習会を別添「剣道指導者講習会(指導法)実施要項」のとおり開催します。

この講習会の受講は、称号審査の要件、公認審判員の資格保有条件、段級位審査員の選考基準等に大きく関わるほか、剣道指導を行われる方にとって意義ある講習会になると思いますので、各地区剣連におかれましては、会員に対する受講勧奨を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この講習会講師の先生は

　剣道範士八段　　船 津 晋 治　先生（大阪府）

で、世界大会並びに全日本級の剣道大会に数々出場され優秀な成績を収められた実績のある先生ですので、有意義な講習会になるものと思います。

**剣道指導者講習会(指導法)実施要項**

**１　開催日時**

　　令和５年１０月２８日（土）

　　　　○　受付：８時３０分～９時１５分　　○　開講：９時３０分

**２　開催場所**

　　やまぐちリフレッシュパーク・アリーナ

　　〒753-0211　山口市大字大内長野1107番地　　℡083-927-7211

**３　主　催**

　　一般財団法人　山口県剣道連盟

**４　共　催**

山口市剣道連盟

**５　講　師**

　　　　　　　　　ふなつ　　しんじ

　○　範士八段　　船 津　晋 治　先生　(大阪府)

**６　受講対象者**

　　地区剣道連盟会員で四段以上の者

**７　講習内容**

　　別紙１「講習会日程表」のとおり

　　　　注）講習内容は、講師の都合により変更することがあります。

**８　受講料**

　　　３，０００円

**９　受講申込み**

⑴ 受講希望者は、地区剣道連盟事務担当者に「受講料」（３，０００円）を添えて受講の申込みを行ってください。

　　また、資料（図書）並びに弁当（７００円）の斡旋をいたしますので、希望者は申し込みをしてください。

⑵ 各地区剣道連盟事務担当者は、受講者を取りまとめ、１０月１９日(木) までに、別紙２「剣道指導者講習会申込書」及び「受講料」を県剣連盟事務局に送付（ＦＡＸ、メール可）してください。（期限を厳守してください。）

　　　なお、受講料等は、郵便振替で送金してください。

口座番号 ０１５５０－３－３８２０

　　　　　　　 加入者名　（一財）山口県剣道連盟

⑶　弁当代の返金について

　　開催日の２日前（１０月２６日）までにキャンセルの連絡がない場合は返金できません。

**10　携行品**

　　「剣道講習会資料」（H29.4.1全剣連発行）、木刀(大・小)、剣道具、筆記具

**11　安全対策**

⑴　感染症対策

　　①　受講者は、**面マスク（口・鼻を覆うもの）又はマウスシールドを着用**すること。面を着装しない場合は、不織布マスク等の着用にご協力をお願いします。

②　発熱等の体調異常がある場合や新型コロナウイルス等の感染症に感染した場合などは、参加の見合わせをお願いいたします。

　⑵　一般的安全対策

受講者は、各自十分健康管理に留意してください。

講習会中に傷害等が発生した場合は、主催者において応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は個人負担とする。

なお、主催者は参加者に対し傷害保険に加入（会場への往復途上は含まない。）する。※入院：日額５，０００円　通院：日額３，０００円

⑶　参加者は健康保険証を持参のこと。

**12　個人情報保護法の対応**

　　申込書に記載される個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本講習会の運営のため利用する。

**13　ビデオ撮影等について**

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

　　⑴　会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

　　⑵　会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないようにすること。

　　⑶　会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。

**14　その他**

講習会修了者には、受講証明書を発行し、山口県剣道連盟講習会受講者名簿に登録する。**※受講証明書を必ず持参**すること。